

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：金融商品取引法

規制の名称：法人顧客を相手方とする店頭FX取引に係る証拠金規制

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：企画市場局市場課市場業務室

評価実施時期：令和4年3月31日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

FX取引（外国為替証拠金取引）においては、個人顧客を相手方とする場合、①顧客保護、②業者のリスク管理、③過当投機防止の観点から、必要証拠金率（想定元本に対して最低必要な証拠金の割合）を一律4%とする証拠金規制が導入されている一方、法人顧客を相手方とする場合については証拠金規制が導入されていなかった。

このような中で2015年1月に起きたスイスフランの大幅な相場変動により、法人顧客に証拠金を上回る損失が生じ、その結果、店頭FX業者において多額の未収金が発生するという事態が発生した。

本規制は、為替相場の急変動等に関する店頭FX業者の適切なリスク管理を確保するために2017年2月に導入したものである。

規制の事前評価後、社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価後、社会経済情勢の変化などによる特段の影響はない。

また、本規制の導入がなければ、仮に為替相場の急変動等のリスクが顕在化した場合、法人顧

客を相手方とする店頭 FX 取引において多額の未収金が発生し、店頭 FX 業者の財務の健全性に大きな影響を与える事例の発生が継続していた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

わが国の店頭 FX 取引（出来高（取引金額））は、規制導入前の 2015 年 12 月時点において 354 兆円だったが、2022 年 1 月時点においては 506 兆円となり、市場規模が年々拡大しているところ、為替相場の急変動等に関する店頭 FX 業者の適切なリスク管理の確保が必要な状況に変化はなく、本規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、「遵守費用」としては、店頭 FX 業者において、必要な証拠金の預託を受けるためのシステム整備等の費用が発生することが想定されていた。

店頭 FX 業者は、本規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般について遵守していることから、本規制の見直しにより生じた遵守費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、店頭 FX 業者における規制の遵守費用（全体）が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、「行政費用」としては、国において、業者が必要な証拠金の預託を受けているかについて検証するための検査・監督に伴う費用が発生することが想定されていた。

行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制により生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難であるが、行政庁（国）による金融行政の遂行に要する行政費用（全体）が過大に増加している状況にはないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、顧客が業者に預託する証拠金の額が、過去の相場変動の実績値に基づくものとなることで、大幅な相場変動時であっても、証拠金を上回る損失が法人顧客に生じにくくなり、店頭FX業者に未収金が発生しにくくなることが見込まれ、これにより、店頭FX業者の財務の健全性確保が図られるとともに、大幅な相場変動時において店頭FX取引が滞るリスクが低下し、結果的に市場への影響も相当程度抑えることができるとされていた。

店頭FX取引の市場規模が年々拡大する中で多額の未収金が発生する事態は近年生じていない状況を踏まえると、当該規制には一定の効果があつたと考えられる。

なお、法人顧客の未収金発生額は、2015年1月のスイスフランの相場変動時には約14.4億円であったところ、本規制の施行（2017年2月）以降の主な相場変動時である2019年1月では約1.3億円、2021年3月では約5百万円となっている。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

本規制により、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

本規制の施行以降、多額の未収金が発生する事態は生じておらず、事前評価時に見込んでいた効果は発現していると考えられる。

店頭FX取引の市場規模は年々拡大していることを踏まえると、本規制を継続していくことが妥当であり、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。